

第78回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成29年9月19日(火) 午後2時00分
- 2 開会の日時 平成29年9月19日(火) 午後2時00分
- 3 閉会の日時 平成29年9月19日(火) 午後3時04分
- 4 会議の場所 岡山市北区春日町5番6号 勤労者福祉センター4階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別
定数17名 出席15名 欠席 2名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	出席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	浦上 和己	欠席	13	小林 弘幸	欠席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	出席
7	河田 敬司	出席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	出席	17	安田 久子	出席
9	久山 優	出席			

- 6 農業委員以外の出席者

事務局 担当局長 真田 明彦	総務・農政担当課長 倭 信幸
参事 箕浦 勝宏	農地担当課長 佐藤 孝司
担当課長補佐 今村 正樹	担当係長 竹田 了久

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

(2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について

(3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について

(4) 転用事業計画変更承認申請について

(5) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について

(3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について

(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

(1) 平成29年度事業について

(2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

2 番：荒井 隆文 16 番：信定 知福

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第
78 回総会を開会します。（あいさつ）

議 長 議事録署名委員を指名します。2 番 荒井 隆文委員、16 番 信
定 知福（ともよし）委員にお願いします。

それでは議案の審議に入ります。事務局、訂正等あればお願いし
ます。

竹田係長 （議案訂正等の説明）

8 月の諮問案件について報告します。8 月 18 日の総会で許可の議決がなされ、
8 月 28 日に岡山県農業会議に諮問した南区宮浦の特別養護老人ホーム等への転
用申請については、許可適当との答申がありましたので、許可指令書を交付して
います。

議 長 第 1 号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等（1）
農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。
中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 1 番、受人は菅野に居住し、約 70 アールの農地を耕作する農業者ですが、
増反により菅野の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関
係等、いずれも問題ありません。また下限面積 20 アールを超えていること
から許可要件をすべて満たしていると考えます。

2 番、受人は芳賀に居住し、約 1.2 ヘクタールの農地を耕作する農業者
ですが、増反により芳賀の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関
係等、いずれも問題ありません。また下限面積 30 アールを超えていること
から許可要件をすべて満たしていると考えます。

3 番、受人は芳賀に居住し、約 1.2 ヘクタールの農地を耕作する農業者
ですが、増反により芳賀の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は富原に居住し、約39アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により富原の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、受人は大安寺東町に居住し、約75アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により北長瀬本町の田を30年間使用貸借しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番から5番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 1ページ6番、受人は山上に居住し、約86アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により山上の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ありません。また下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

7番 受人は高松に居住し、約89アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により高松の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ありません。また下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、6番と7番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 1ページ8番、受人は御津虎倉に居住し、約1.3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津虎倉の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番と10番は受人が同じですので同時に説明します。受人は総社市秦に本店を置き、約10.4ヘクタールの農地を耕作する農地所有適格法人ですが、増反により御津紙工の田と畑を所有権移転しようとするものです。

農地所有適格法人の要件を満たすこと、また取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は御津中泉に居住し、約2.6ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により、御津中泉の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、8番から11番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員
議 長

異議なし。

次に南区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長

12番、受人は平成29年8月21日に設立され、笠岡市拓海町に本店を置く農地所有適格法人ですが、郡の畑の所有権を移転し、新規に就農しようとするものです。なお、耕作については、法人代表が厚生町の住所地から通作するとのことです。

農地所有適格法人の要件を満たす見込みであること、また取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、許可後下限面積20アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は郡に居住し、農業を再開するため、郡の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、問題がないこと、許可後下限面積20アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。

14番、受人は新福一丁目に居住し、世帯で約1.5ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により豊成一丁目の田を所有権移転し、同一世帯内の共有にしようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は東畦に居住し、世帯で約96アールの農地を耕作する農業者ですが、経営移譲により、東畦の畑と田を世帯内で所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は藤田に居住していますが、経営上有利なため、娘の経営する農地所有適格法人から、浦安西町と藤田の畑を、同時申請の東区鉄の畑と併せて所有権移転しようとするものです。

同時申請の第二農業委員会申請分が、本日午前中の第二農業委員会の審議において、申請地の荒廃状況から営農計画に疑問があるとの理由で、今回は保留と決定されましたので、第一農業委員会申請分だけでは、下限面積50

アールを超えないことから、許可要件を満たしていないと判断され、保留が相当と考えます。

17番、受人は宗津に居住し、世帯で約14ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により宗津の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は彦崎に居住し、世帯で約20.5ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により彦崎の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

前回保留19番、受人は中区乙多見に居住し、世帯で約85アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により古新田の田を所有権移転しようとするものです。

本申請は、世帯で耕作すべき農地の中に、農地以外に利用されている農地があり、転用手続きがなされていなかったため、保留となっていたものです。転用申請の意思を示すものの、現在のところ提出がされていませんので、引き続き3条の許可要件の一つである、すべての農地を利用するという要件を満たしていないと判断され、保留が相当と考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

國定委員 南区協議会で、12番から19番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりで、16番と19番は保留意見、その他の6件は許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 それでは申請等(1)は、中・中央地区1番から南区19番までの19件のうち、16番と19番を保留とし、それ以外の17件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議長 それでは申請等(1)についてはそのように決定いたします。

議 長 次に申請等（２）農地法第４条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 ５ページ１番、転用目的は、農地改良のための一時転用です。転用期間は許可日から３年間です。申請人は伊島北町に居住し、約３５アールの農地を耕作する農業者ですが、隣接する農地を現在農地改良中で、その農地と一体利用するため、先月取得した申請地を農地改良しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用で仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で１番の１件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 ５ページ２番、転用目的は露天駐車場です。平成２９年５月に農振除外済みの案件です。申請人は惣爪の申請地北側に居住していますが、駐車場が１台分しかなく、さらに車を停めるときは少し離れた実家の土地を利用しているため、現在の住居の南側に隣接する申請地を露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、２番の１件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（２）は、中・中央地区１番と北・吉備地区の２番の２件をいずれも許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定いたします。

議 長 次に申請等（３）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 ６ページ１番、転用目的は露天資材置場で、一時転用からの本転用申請です。平成２９年５月に農振除外済みの案件です。申請人は倉敷市茶屋町に本店を置く電気工事業者ですが、倉敷市の仕事が減少し、仕入先や現場が岡山市内にあり、倉敷市の事務所では運搬の効率が悪いため、役員が所有する申請地に賃借権を設定し、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

２番、転用目的は自己住宅です。申請人は下中野の借家に家族３人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、交通の便が良く、妻の実家と勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、駅から５００メートル以内の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で１番と２番の２件について協議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 ６ページ３番、転用目的は分家住宅です。平成２９年５月に農振除外済みの案件です。申請人は早島町のアパートに夫婦２人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、将来的な両親の世話や農業の手伝いも考慮

して、実家に隣接する、父所有の申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的は永久転用目的の一時転用の露天資材置場です。期間は許可日から3年間です。申請人は吉備中央町に事務所を置き、産業廃棄物処理業を営む法人ですが、吉備中央町からの依頼が多いため、現場に近く、交通の便が良く、大型車の乗り入れも可能な申請地に賃借権を設定し、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用で仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番と6番は同じ地域で、関連がありますので、同時に説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

5番、申請人は新京橋一丁目の社宅に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻が以前住んでいた地域に近く、妻の職場にも近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

6番、申請人は白石の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、子供の保育園に近くて養育環境が良く、職場にも近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は露天駐車場で、一時転用からの本転用申請です。平成29年5月に農振除外済みの案件です。申請人は吉備津にある神社ですが、国道180号の渋滞を引き起こすなど、駐車場の確保が大きな課題となっているため、既設駐車場に隣接する申請地に賃借権を設定し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転

用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、3番から7番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 8番、転用目的は露天駐車場と通路です。申請人は建部町建部上にある宗教法人ですが、神社祭事の際の駐車場が不足しているため、神社に近く新設する通路に隣接する申請地を所有権移転し、露天駐車場及び通路に転用しようとするものです。

農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、8番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 7ページ9番から16番までは同じ地域の案件ですので、同時に説明します。転用目的はすべて自己住宅です。また、8件とも平成29年5月に農振除外済みの案件です。

9番、申請人は福成一丁目の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻の勤務先に近く通勤に便利で、妻の実家にも近く子供の面倒をみてもらえる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

10番、申請人は浦安南町の借家に家族4人で居住していますが、子供の成

長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻の勤務先に近く、生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

1 1 番、申請人は浦安本町の借家に家族 5 人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、子供の学校や生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

1 2 番、申請人は泉田の借家に家族 3 人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に近く、保育園の通園にも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

1 3 番、申請人は築港新町の借家に家族 4 人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、通学に便利で生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

1 4 番、申請人は泉田の借家に夫婦 2 人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、勤務先に近く、生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

1 5 番、申請人は福田の借家に夫婦 2 人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、勤務先に近く通勤に便利で、生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

1 6 番、申請人は新福の借家に家族 5 人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、子供の通園・通学に便利で、通勤にも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも南区役所から 3 0 0 メートル以内の 3 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

1 7 番、転用目的は自己住宅です。申請人は上中野一丁目の借家に家族 3 人で居住していますが、地元で子育てをするため、実家に隣接する父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり 1 0 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

1 8 番、転用目的は永久転用目的の一時転用の露天駐車場及び資材置場の敷地拡張です。転用期間は許可日から 3 年間です。申請人は新保に本店を置き、運送・建設業を営んでいますが、事業拡張により、資材等の保管場所や従業員

用駐車場が不足しているため、既存の露天駐車場及び資材置場に隣接している申請地に賃借権を設定し、露天駐車場及び資材置場を敷地拡張しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用で仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8ページ19番から22番までは同じ地域の案件ですので、同時に説明します。転用目的はすべて自己住宅です。

19番、申請人は西市の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

20番、申請人は平田の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻の勤務先や夫婦の実家に行くのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

21番、申請人は大福の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

22番、申請人は倉敷市安江の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、勤務先に近く、妻の実家にも近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも藤田地域センターから500メートル以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

23番、転用目的は永久転用目的の一時転用の露天資材置場の敷地拡張です。転用期間は許可日から3年間です。申請人は藤田に本店を置き、土木工事業を営んでいますが、業績が好調で既存の資材置場が手狭になったため、既存の露天資材置場に隣接している申請地に賃借権を設定し、露天資材置場を敷地拡張しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用で仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

24番、転用目的は分家住宅です。平成29年5月に農振除外済みの案件です。申請人は藤田の父所有の住宅に両親と妻、子供2人の6人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に隣接し、将来的に申請人が営農する予定の田にも隣接している申請地を所有権移転し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

25番、転用目的は太陽光発電施設です。申請人は今二丁目に本店を置き、不動産業を営んでいますが、この度太陽光発電事業を始めることになり、申請人所有の土地がないため、高台になっていて日当たりが良く、所有者と調整のついた申請地を所有権移転し、既存非農地とともに太陽光発電施設に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

26番、転用目的は分家住宅です。申請人は箕島の実家に家族8人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に隣接し、両親と協力して生活でき、農業を継ぐのにも便利な祖父所有の申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、駅から300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

27番、転用目的は自己住宅です。申請人は福田の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に近い、父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

28番、転用目的は自己住宅です。申請人は妹尾の実家に家族4人で居住していますが、結婚の予定があり、仕事場でもある現在の住居は手狭になるため、仕事場及び実家に通いやすく、生活環境も変わらない申請地を所有権移転し、

自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、駅から300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9ページ29番、転用目的は永久転用目的の一時転用の露天資材置場です。転用期間は許可日から3年間です。申請人は内尾に本店を置き、石材業を営んでいますが、加工用の石材置場が不足しており、手狭なため、既存の石材加工場及び露天資材置場に近い申請地に賃借権を設定し、露天資材置場として一時転用しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用で仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

30番、転用目的は自己住宅です。申請人は今保の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

31番、転用目的は自己住宅です。申請人は万倍の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に近く、両親の耕作の手伝いがしやすく、協力して生活できる申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

32番と33番は同じ地域の案件ですので、同時に説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

32番、申請人は福田の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻の実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

33番、申請人は西川原一丁目の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻の勤務先に近い申請地を所有権移転

し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

34番、転用目的は分家住宅です。平成29年5月に農振除外済みの案件です。申請人は横井上の借家に居住していますが、高齢になった祖父の生活や農業の手助けをするため、祖父の住居に近く、今後自らが耕作するのにも便利な、祖父所有の申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、祖父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

國定委員 南区協議会で、9番から34番までの26件について協議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(3)は、中・中央地区1番から南区34番までの34件全件を許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(3)についてはそのように決定いたします。

議長 次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請について、の審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 10ページ1番、当初計画者は、平成27年8月28日付けで自己住宅を建築するため、転用許可を受けましたが、資金計画の都合がつかなくなり、建築計画が取りやめになったものです。承継者は、小山の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に近く、将来両親の世話をするのにも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区の協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様に承認意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（4）は、北・吉備地区1番の1件を承認と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（4）についてはそのように決定します。

議長 次に申請等（5）農地法第3条の3 第1項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

竹田係長 11ページ中・中央地区1番から13ページ南区8番までの8件で、権利取得の事由は、すべて相続です。権利の種類はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。なお、あつせん希望はありません。

各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等（5）の8件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定します。

議長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

竹田係長 報告（1）農地法第4条第1項第7号の規定による転用届は、14ページ1番から5番までの5件で、転用目的は、分譲住宅地、貸露天駐車場、貸住宅、宅地造成、戸建賃貸住宅用地・市道拡幅用地がそれぞれ1件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（2）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届は、15ページ1番から17ページ14番までの14件で、転用目的は、分譲住宅地6件、貸家、宅地造成、露天駐車場、露天駐車場・露天資材置場、自己用住宅用地、

専用住宅、貸店舗、通路がそれぞれ1件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は、18ページ1番から24ページ37番までの37件です。解約理由は転用目的が24件、耕作目的が13件です。それぞれ合意解約が成立しており、離作料は備考欄のとおりです。

次に報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届は、25ページ1番と2番の2件で、農業用倉庫・露天駐車場と農業用倉庫がそれぞれ1件です。

次に報告(5)農地改良届は、26ページ1番から4番の4件で、目的は、普通野菜畑が3件、普通野菜畑・果樹園が1件です。

議長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全員 異議なし

議長 以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 (1)「農地利用集積円滑化事業規程承認」の決定について
(2)その他

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他、何かありますか。

事務局 ①次回総会予定(10月18日(水)市役所7階大会議室)

柴田職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後3時04分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員